

那 こ 教 第 379 号
令和4年12月16日

保護者の皆様

こども教育保育課長
(公印省略)

那覇市内の就学前教育保育施設における新型コロナウイルス感染症対策について
【第77報】

平素より、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力、ご協力をいただき誠にありがとうございます。
ございます。

さて、みだしの件について、別紙のとおり、県コロナ対策本部より周知依頼がありましたので、送付いたします。

なお、県送付資料等に基づき、検査の方法や保育料等の減免等の考え方について、【別紙1】のとおり整理しましたので、併せてご確認ください。（【別紙1】の対応につきましては、本通知日以降適用とします。）

引き続き、感染症対策のご協力をよろしくお願いいたします。

※なお、通知等については那覇市ホームページにも掲載しております。

【別紙1】

	RADECO	接触者PCR検査 センター	抗原定性検査 (唾液検体用)	抗原定性検査 (鼻腔検体用)	登園について	保育料等減免等	備考
接触者 (園内で同じクラス で発生)	無症状	×	○	×	5日間の登園自粛の推奨 又は 検査結果判明まで登園自 粛の推奨	減免	
	感染対策 なし						
	感染対策 あり				制限なし	なし	
	有症状	○ 保護者が申請 https://okinawa testkit.com/	○	○	①陰性⇒検査結果が出るまで登園自粛の推奨 ②陽性⇒発症日から7日間自宅療養	減免 (①については検査結果が出るまで、②については自宅療養期間が解除されるまで)	①について 陰性判明後、症状がある場合は医師へ相談し登園の判断をしてもらってください。 ②について 症状がすぐに治まった場合、陰性結果が出た後の登園については、園で判断となります。

※陽性者、濃厚接触者（家庭内）については、沖縄県のホームページ「新型コロナウイルス感染症対策特設サイト」ご確認ください。

<https://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kohokoryu/koho/coronapage/youseisindan.html>

※陽性者、濃厚接触者の自宅療養・待機期間においては、保育料等減免対象となります。園への報告をお願いします。

※保育PCRについては、12月26日まで実施となります。保育PCR対象者の取り扱いについては従前のとおり保育料減免対象となります。

※検査対象者の判断については、陽性者との接触状況とその他の感染対策の状況を踏まえ、園での判断となります。